

# 川崎市局長業績評価実施要綱

平成 18 年 3 月 31 日  
17 川総人第 1094 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市における局長級の職員に対して、目標管理の手法を用いて業績評価を実施することにより、その組織運営の責任を明確にし、効果的な組織マネジメントを推進することを目的とする。

## (対象職員)

第 2 条 業績評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、局長及びこれに相当する職にある職員とし、局相当の本部長、危機管理監、技監、税務監、医務監、看護大学長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者及び教育次長を含むものとする。

## (評価者及び確認者)

第 3 条 評価を行う者（以下「評価者」という。）は副市長とし、市長がこれを確認するものとする。ただし、病院局長にあっては病院事業管理者、教育次長にあっては教育長を評価者とする。

2 前項の副市長とは、川崎市副市長事務分担規則（平成 15 年川崎市規則第 16 号）第 2 条に規定する局の所管の副市長をいい、3 副市長が所管する局にあっては、川崎市長職務代理順序に関する規則（平成 15 年川崎市規則第 17 号）に規定する上位の副市長とする。

## (評価の方法)

第 4 条 業績評価は、被評価者が設定した局等の組織目標（川崎市職員の人事評価に関する規程（平成 18 年川崎市訓令第 9 号）第 6 条に規定する組織目標をいう。）を被評価者の業務目標として、評価者が目標ごとにその達成度を 5 段階で評価し、これを踏まえて総合評価を 5 段階で行うものとする。

2 被評価者は、別に定めるところにより、評価者との面談、自己申告等を行うものとする。

## (評価期間)

第 5 条 業績評価の対象となる期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 評価期間の中途で人事異動等があった場合には、前任者の目標を引き継ぐものとする。

(評価結果の通知)

第6条 業績評価の結果は、市長がこれを確認した後、評価者が被評価者に通知するものとする。

(評価結果の活用)

第7条 業績評価の結果は、被評価者の給与への反映等のために活用するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、業績評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。